

# 議員発議案第一号

## 宮崎県防災対策推進条例

### 目次

#### 前文

#### 第一章 総則（第一条—第六条）

#### 第二章 予防対策

##### 第一節 地域防災力の強化（第七条—第十一条）

##### 第二節 災害に強い地域づくり（第十二条—第十八条）

#### 第三章 応急対策

##### 第一節 応急体制の確立等（第十九条—第二十五条）

##### 第二節 避難対策（第二十六条—第二十八条）

##### 第三節 緊急輸送対策（第二十九条・第三十条）

##### 第四節 二次災害の防止（第三十一条）

#### 第四章 復旧・復興対策（第三十二条—第三十四条）

#### 第五章 風水害の拡大防止等（第三十五条—第四十条）

#### 附則

宮崎県は、過去幾度も暴風、豪雨等により大きな被害を被ってきた。また、東南海・南海地震、日向灘地震等は、その周期などから発生の可能性が高まっていることに加え、霧島火山群も活動を続けている。

平成十七年に宮崎県を襲った台風第十四号は、多くの尊い命を奪い、県内に甚大な被害をもたらした。このことにより、私たちは、災害の脅威とそれに対する防災対策の重要性を改めて認識させられたところである。

これまで、県においては、治山、治水対策等による災害に強い県土づくりや、県民の防災対策に関する意識の啓発、情報連絡体制の整備等、様々な対策を講じてきた。

災害を最小限に抑えるためには、これまで本県が取り組んできた防災対策の充実はもとより、県をはじめ、県民、事業者、市町村等が、「自助」、「共助」、「公助」の考え方を基に、危機意識を常に持ち、それぞれの責務や役割を認識するとともに、相互の信頼関係を醸成し、災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策を推進することが必要である。特に、風水害については、近年私た

ちの想定を上回るような災害が発生していること等から、その拡大防止策等に取り組むことがより重要となっている。

このようなことから、私たちは、県をあげて防災に取り組み、災害から県民の生命、身体及び財産を保護し、安心して生活できる県土を築くため、この条例を制定する。

## 第一章 総則

### (目的)

第一条 この条例は、災害から県民の生命、身体及び財産を保護するため、防災対策に関し、県、市町村、県民及び事業者の責務又は役割を明らかにするとともに、災害の未然防止、拡大防止及び復旧・復興に関する対策の基本となる事項を定めることにより、災害に強い地域社会の実現を図ることを目的とする。

### (定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- 二 風水害 災害のうち暴風、豪雨、洪水等により生ずる被害をいう。
- 三 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧・復興を図ることをいう。
- 四 防災関係機関 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第五号に規定する指定公共機関、同条第六号に規定する指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。
- 五 自主防災組織 県民がその居住する地域において、自主的に組織する防災組織をいう。
- 六 災害時要援護者 高齢者、障害者、傷病者、乳幼児、外国人等で災害時に特別な援護を要する者をいう。
- 七 帰宅困難者等 災害により交通機能等が停止し、速やかに帰宅することが困難となった者及び観光等の旅行の途中で目的地に到着することが困難となった者をいう。
- 八 ハザードマップ 災害を予測し、災害発生地点、被害の拡大範囲及び程度、避難経路、避難地及び避難所等の情報を地図に表した物をいう。

### (県の責務)

第三条 県は、災害から県民の生命、身体及び財産を保護するため、防災対策に関する総合的な施策を実施するものとする。

- 2 県は、国、市町村、防災関係機関等と連携して、防災対策を推進するとともに、総合的な調整を行うものとする。
- 3 県は、国及び市町村と連携して、治山、治水、道路及び海岸の保全のための対策等を推進し、災害に強い県土づくりを進めるものとする。
- 4 県は、市町村、県民又は事業者が行う防災対策への支援及びそれらの調整に努めるものとする。
- 5 県は、災害に関する調査及び研究を行い、その成果を公表するとともに、防災対策に反映させるよう努めるものとする。
- 6 県は、防災対策に関して県民から意見を聞くように努めるとともに、必要と認められる場合には、施策へ反映させるよう努めるものとする。
- 7 県は、国、市町村等と連携して、災害が発生した後の県民生活の再建及び被災地の復旧・復興に努めるものとする。
- 8 県は、防災対策に関して必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市町村の役割)

第四条 市町村は、県、自主防災組織、防災関係機関等と連携して、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するための施策を実施するものとする。

- 2 市町村は、住民が迅速かつ的確に避難できる体制の整備に努めるものとする。
- 3 市町村は、災害が発生した場合においては、県、防災関係機関等と連携して、災害に関する情報の収集及び提供を行うために必要な体制を速やかに確立し、及び的確な情報を住民に提供するよう努めるものとする。
- 4 市町村は、災害時要援護者について、避難誘導、介助等を行うなど避難時の困難の軽減に配慮した対策を講ずるよう努めるものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、自ら生活する地域における過去の被災状況等を考慮し、常に危機意識を持って自己の安全の確保に努めるとともに、地域住民の生命、身体及び財産の安全を確保するため必要があるときは、相互に協力するよう努めるものとする。

- 2 県民は、防災訓練等に積極的に参加する等防災対策に関する知識及び技能の習得並びに情報の収集に努めるとともに、自主防災組織、ボランティア等

が実施する防災活動に自主的に参加するよう努めるものとする。

3 県民は、災害が発生したときに備え、自己の安全を確保するため、あらかじめ次に掲げる事項について対策を講ずるよう努めるものとする。

一 所有する建築物その他工作物等の耐震性及び耐火性の確保

二 家具の転倒防止

三 出火の防止及び初期消火に必要な用具の準備

四 食料、飲料水、医薬品等の確保

五 ハザードマップ等による避難地及び避難所の位置並びに避難の経路及び方法の確認

六 家族間の連絡方法の確認

七 その他災害が発生したときに備え、自らの安全確保に必要となる事項

4 県民は、災害が発生した場合においては、災害時要援護者について、地域で相互に協力しながら避難誘導、介助等を行うよう努めるものとする。

5 県民は、県及び市町村が実施する防災対策の円滑な推進に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、その社会的責任に基づき、災害が発生したときに備え、従業員、事業所に来所する者及び事業所の周辺地域に居住する住民の安全の確保に努めるものとする。

2 事業者は、事業所が所在する地域の防災活動に協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、災害発生時及び復旧・復興時においては、積極的に応急対策及び復旧・復興対策に協力するよう努めるものとする。

4 事業者は、災害が発生したときに備え、あらかじめ次に掲げる事項について対策を講ずるよう努めるものとする。

一 管理する建築物その他工作物等の耐震性及び耐火性の確保

二 従業員に対する防災訓練及び研修の実施

三 応急的な措置に必要な資材の確保及び機材の整備

四 食料、飲料水、医薬品等の確保

五 ハザードマップ等による避難地及び避難所の位置並びに避難の経路及び方法の確認

六 その他災害が発生したときに備え、必要となる事項

5 事業者は、県及び市町村が実施する防災対策の円滑な推進に協力するよう

努めるものとする。

## 第二章 予防対策

### 第一節 地域防災力の強化

#### (防災情報の提供)

第七条 県は、県民、事業者、自主防災組織等が災害発生時において適切な防災対策を講ずることができるよう、市町村、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、災害及び防災に関する情報の提供に努めるものとする。

#### (防災訓練等の実施)

第八条 県は、市町村、防災関係機関、県民、事業者等と連携して、積極的に防災訓練等を行うよう努めるものとする。

#### (防災に関する教育の実施)

第九条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（大学を除く。）及び児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条に規定する保育所の設置者は、幼児、児童及び生徒が、防災に関する理解を深めるとともに、災害発生時において自己の安全を確保するための適切な対応ができるようにするため、防災に関する教育の実施に努めるものとする。

2 教職員、保育士等は、災害発生に伴う緊急事態に的確に対応することができるようにするため、防災に関する研修及び訓練への参加に努めるものとする。

#### (人材の育成)

第十条 県は、自主防災組織及びボランティアによる防災活動が効果的に行われるよう、市町村等と連携して、防災リーダー（自主防災組織による防災活動において適切な指示を与える等当該自主防災組織の中で中心的役割を担う者をいう。）、ボランティアコーディネーター（ボランティアによる防災活動が円滑に行われるようボランティア相互間の調整等を行う者をいう。）等の育成に努めるものとする。

#### (宮崎県防災の日)

第十一条 県民、事業者、自主防災組織等の防災に関する理解を深めるとともに、防災活動の一層の充実を図るため、宮崎県防災の日を設ける。

2 前項の宮崎県防災の日は、知事が定める。

### 第二節 災害に強い地域づくり

#### (広域的避難等)

第十二条 県は、災害時における広域的な避難、緊急輸送、延焼の防止等のた

めに必要な道路、橋梁、公園、河川、港湾等の整備に努めるものとする。

- 2 県は、広域的な避難を確保するため市町村があらかじめ指定した避難地及び避難所について、広域的な誘導方法を確立できるよう支援するものとする。  
(災害時要援護者に対する避難誘導等)

第十三条 県は、市町村、自主防災組織等が実施する災害時要援護者に対する避難誘導、介助その他の対策を推進するために必要な支援を行うよう努めるものとする。

(建築物の安全性の確保)

第十四条 県民及び事業者は、住居の用に供する建築物を建築する場合は、当該建築物を建築する区域の災害の危険性を調査し、及び把握するとともに、必要な防災対策を行うよう努めるものとする。

- 2 建築物の所有者は、当該建築物が災害により倒壊すること等により、歩行者等に危害を及ぼし、並びに避難及び緊急物資等の輸送を阻害すること等がないようにするため、当該建築物について必要な改修その他の整備を行うよう努めるものとする。
- 3 県は、その管理する建築物及びこれらに附帯する設備の災害に対する安全性の確保のために必要な改修その他の整備を行うよう努めるものとする。
- 4 県は、必要があると認められる場合は、国、市町村、防災関係機関等に対し、その管理する建築物の改修その他の整備を行うよう求めるものとする。

(防災上必要な道路等の安全確保)

第十五条 県は、防災上必要な道路等の安全を確保するため、必要があると認められる場合は、建築物の所有者に対して、当該建築物の改修その他の整備について必要な指導、助言又は勧告を行うものとする。

- 2 屋外に広告板、ブロック塀その他の工作物及び自動販売機（以下「工作物等」という。）を設置し、又は設置しようとする者は、工作物等が災害により落下し、倒壊し、又は転倒すること等により、歩行者等に危害を及ぼし、並びに避難及び緊急物資等の輸送を阻害すること等がないようにするため、当該工作物等について必要な改修その他の整備に努めるものとする。

(生活に不可欠な施設の安全性確保等)

第十六条 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道その他の供給施設又は処理施設及び電気通信事業の用に供する施設の管理者等（以下「ライフライン管理者等」という。）は、当該施設の災害に対する安全性の確保に努めるものとする。

2 県は、災害が発生したときに備え、ライフライン管理者等の連絡体制の整備及び協力体制の充実のために必要な調整を行うものとする。

(火災の予防)

第十七条 県は、市町村等と連携して、災害による火災の発生及び拡大を防止するため、火災の予防に関する意識の啓発、消火器等の普及その他の必要な対策を講ずるものとする。

(事業者等との協定)

第十八条 県は、災害が発生した場合において、食料、飲料水、医薬品等の供給、緊急輸送の確保、応急の復旧に係る工事の施工その他の応急対策が迅速かつ的確に行われるよう、あらかじめ他の地方公共団体、応急対策の実施に係る事業者等との協定の締結に努めるものとする。

### 第三章 応急対策

#### 第一節 応急体制の確立等

(応急体制の確立)

第十九条 県は、災害が発生した場合に、迅速かつ的確な避難誘導、救出、医療等の応急対策が講じられるよう、必要な体制を確立するものとする。

2 県は、災害が発生した場合において、必要があると認められる場合は、国、他の都道府県、防災関係機関及び前条の応急対策の実施に係る事業者等に対し、直ちに応急対策の実施に関する応援を要請するものとする。

3 県は、市町村から応急対策の実施に関する応援の要請があった場合は、速やかにその要請に応じるよう努めるものとする。

(情報連絡体制の確立)

第二十条 県は、災害が発生した場合において、速やかに情報連絡体制を確立するとともに、県民等への的確な情報の提供に努めるものとする。

(応急対策に必要な土地等の確保)

第二十一条 県は、災害が発生した場合において応急対策の実施上必要となる土地又は家屋を確保するため、あらかじめ、当該土地又は家屋の所有者又は管理者に対し当該土地又は家屋の使用について協力を求めるものとする。

(応急仮設住宅の供与)

第二十二条 知事は、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二十三条第一項第一号に規定する応急仮設住宅の供与を行うときは、市町村と連携してこれを行うものとする。

(ボランティア活動の支援)

第二十三条 県は、災害が発生した場合において、ボランティア活動が円滑に実施されるよう、市町村、防災関係機関等と連携して、ボランティアの受入れ体制の整備、資材、機材及び物資の提供その他のボランティア活動の支援に努めるものとする。

(公衆衛生の確保)

第二十四条 県は、災害が発生した場合において、市町村、防災関係機関等と連携して、感染症の発生及びまん延の防止、食中毒の発生の防止その他の公衆衛生の確保のために必要な措置を講ずるものとする。

(帰宅困難者等への情報の提供)

第二十五条 県は、市町村、防災関係機関等と連携して、帰宅困難者等に対し、円滑に帰宅し、又は避難するために必要な情報を提供するよう努めるものとする。

## 第二節 避難対策

(避難情報への留意等)

第二十六条 県民は、災害対策基本法等に基づき市町村長等が発する避難準備情報、避難勧告、避難指示その他の災害に関する情報に留意し、ハザードマップの活用等により速やかに避難するよう努めるとともに、市町村長等が避難勧告又は避難指示の解除を行うまでの間、避難を継続するよう努めるものとする。

(津波からの避難)

第二十七条 津波による被害の発生が予想される地域に居住する住民等は、津波に関する予報が発表された場合又は津波による被害の発生が予想される場合において、高台その他の津波による被害の発生が予想される区域以外の場所へ直ちに避難するものとする。

(避難所の運営体制等)

第二十八条 県は、市町村が行う避難地及び避難所の確保並びに避難所の運営体制の整備を支援するものとする。

2 避難所において避難生活を送る地域の住民及び帰宅困難者等は、互いに助け合い、協力して、自主的に共同生活を営むよう努めるものとする。

## 第三節 緊急輸送対策

(緊急輸送体制の整備)

第二十九条 県は、国、市町村、防災関係機関等と連携し、緊急輸送体制の整備に努めるものとする。

(緊急通行車両の通行の確保等)

第三十条 県は、緊急通行車両（災害対策基本法第七十六条第一項に規定する緊急通行車両をいう。以下同じ。）の円滑な通行を確保するため、国、市町村、防災関係機関等と必要な調整を行うものとする。

2 県は、緊急通行車両の通行の用に供する道路の応急の復旧について、道路管理者等とあらかじめ協議し、必要な事項を定めておくものとする。

3 県民は、災害が発生した場合において、緊急通行車両の円滑な通行及び緊急物資等の輸送を確保するため、交通規制を遵守するほか、規制の行われていない道路における車両の使用の自粛に努めるものとする。

#### 第四節 二次災害の防止

第三十一条 県、市町村等は、災害が発生した後も引き続き気象情報等に留意し、及び警戒監視を行うとともに、安全が確認されるまでの間、警戒区域の設定、当該区域への立入りの制限、避難勧告、避難指示その他必要な措置を講ずるものとする。

2 県、市町村、防災関係機関等は、救出活動、応急対策等の実施に当たっては、二次災害が発生しないよう、十分な警戒等を行うよう努めるものとする。

3 県、市町村、防災関係機関等は、災害事例等の検討及び分析を行うことにより、救出活動、応急対策等の実施の際の安全管理体制の確立に努めるものとする。

4 県は、国及び市町村と連携し、被災地における二次的な土砂災害等の防止のための対策を講ずるよう努めるものとする。

5 県民は、地震が発生した場合において、火気の使用を停止する等火災の発生防止に努めるものとする。

6 地震により被害を受けた建築物及び宅地の所有者及び管理者は、当該建築物及び宅地が余震により倒壊すること等から生ずる二次災害を防止するため、市町村が実施する応急危険度判定（建築物の被害の状況を調査し、二次災害発生の危険の程度の判定・表示等を行うことをいう。）に協力するとともに、その判定結果に応じて、避難し、又は応急の補強等の対策を実施するよう努めるものとする。

#### 第四章 復旧・復興対策

(生活に不可欠な施設の復旧)

第三十二条 ライフライン管理者等は、災害が発生した場合において、復旧に係る工事の施工その他の復旧対策を実施するときは、相互に協力するよう努

めるものとする。

(復興計画の策定及び復興対策の実施)

第三十三条 県は、大規模な災害が発生した場合において、市町村の区域を超えた広域的な見地から当該災害からの復興の計画的かつ円滑な推進を図る必要があると認められる場合は、復興のための計画を策定するものとする。

2 県は、国、市町村及び防災関係機関と連携して、前項の復興のための計画の定めるところにより復興のための施策を実施するものとする。

(協働による復旧・復興)

第三十四条 県民は、復旧・復興のために相互に協力し、事業者、県、市町村等との協働により、自主的に自らの生活の再建及び居住する地域の復旧・復興に努めるものとする。

## 第五章 風水害の拡大防止等

(総合的対策の実施)

第三十五条 県は、風水害に関する総合的な対策を推進するものとする。

(市町村への支援等)

第三十六条 県は、市町村が行う風水害に関するハザードマップの作成等の風水害対策への支援を行うとともに、当該風水害対策の総合調整に努めるものとする。

2 県は、市町村長等が避難勧告又は避難指示を行う場合は、必要な助言を積極的に行うものとする。

(危険箇所の周知等)

第三十七条 県、国及び市町村は、その管理する河川、砂防、道路その他土木施設について危険箇所を明らかにし、当該危険箇所を県民等に周知するよう努めるものとする。

2 市町村は、住民参画のもとに作成する風水害に関するハザードマップ等により危険予想地域を明らかにし、当該危険予想地域を地域の実情に応じた方法で住民に周知するよう努めるものとする。

(風水害対策に関する知識及び情報の収集)

第三十八条 県民は、前条第二項に規定するハザードマップの作成等に積極的に参画し、又は風水害対策に関する知識及び情報の収集に努めるものとする。

(風水害に関する調査研究等)

第三十九条 県は、風水害の発生予測等に関する調査及び研究を行い、その成果を公表するものとする。

2 県は、風水害が発生した場合においては、防災対策について速やかに検証を行い、風水害の再発防止に努めるものとする。

(施設管理者等の責務)

第四十条 河川、ダム、道路等の管理者は、風水害の防止に努めるとともに、被害を最小限に抑えるために必要な施設の整備及びその施設の維持管理に万全の対策を講ずるよう努めるものとする。この場合においては、近年の気候変動に伴う自然現象の状況の変化に可能な限り対応するものとする。

2 森林の所有者及び管理者は、風水害に強い県土の形成を図るため、立木の伐採後は速やかに植栽を行うなど適正な森林の管理に努めるとともに、国、県、市町村等が推進する治山のための対策等に積極的に協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。